

3. 道路の老朽化対策及び法面对策・斜面对策の適確な推進による 道路ネットワークの安全性・信頼性の確保(防災・安全)

計画概要

◆計画期間

平成27年～平成31年(5年間)

◆交付団体

愛知県

◆計画の目標

点検及び長寿命化計画に基づく構造物等(カルバート等(地下横断歩道、アンダーパス等)、舗装、吹付け法面等)の計画的な修繕・更新や第3次あいち地震対策アクションプラン(法定計画)等に基づく法面对策・斜面对策等を適確に推進し、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保する。

◆計画の成果目標(定量的指標)

指標①:長寿命化計画に基づき、修繕の必要なカルバート等の対策率を0から100%に向上させる。

指標②:長寿命化計画に基づき、修繕の必要な舗装の対策率を0から100%に向上させる。

指標③:長寿命化計画に基づき、修繕の必要な吹付け法面の対策率を0から100%に向上させる。

指標④:第3次あいち地震対策アクションプランに基づき、緊急輸送道路上の落石等危険箇所のうち、優先的に対策を実施すべき箇所の対策率を0から57%に向上させる。

評価内容

◆交付対象事業の進捗状況

交付対象事業	事業費※	事業の実施状況		進捗率※
A 基幹事業	14,268百万円	【カルバート等】100% 【舗装補修】100%	【吹付法面補修】100% 【落石等対策】74%	94%
B 関連社会資本整備事業	一百万円	—	—	—
C 効果促進事業	一百万円	—	—	—
合計	14,268百万円			

※事業費は実績額

※進捗率(%)は、計画していた事業内容全てを達成した要素事業の割合

◆事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況

【カルバート等】

定期点検により判明した修繕が必要な箇所について補修工事を実施し、施設の健全性を維持した。
(計画:19箇所、完了:19箇所)

【舗装補修】

修繕が必要な箇所について舗装補修工事を実施し、安全で快適な交通を維持した。
(計画:21.5km、完了:21.5km)

【落石対策】

緊急輸送道路上の落石等危険箇所のうち、優先的に対策を実施すべき箇所について対策工事を実施し、74%の危険箇所を解消した。(計画:80箇所、完了:59箇所)

Ⅱ 定量的指標の達成状況

指標①(優先的にカルバート等補修が必要な箇所対策率を向上させる)

	0%		目標を達成することができた。
	100%		
	100%		

指標②(優先的に舗装補修が必要な箇所対策率を向上させる)

	0%		目標を達成することができた。
	100%		
	100%		

指標③(優先的に吹付法面補修が必要な箇所対策率を向上させる)

	0%		目標を達成することができた。
	100%		
	100%		

指標④(緊急輸送道路上の落石等危険箇所の内、優先的に対策を実施すべき箇所対策率を向上させる)

	0%		工事箇所の用地取得に不測の日時を要したことなどにより、当計画期間内で完了できない工事があったため。
	57%		
	42%		

Ⅲ 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況(必要に応じて記述)

◆今後の方針

南海トラフを震源域とする巨大地震による甚大な被害が予測される中、この対策を含め、当整備計画では、道路の既存機能を維持するための補修工事や落石等対策を、平成27年度から実施した。

東日本大震災を踏まえ、本県が平成26年5月に発表した被害予測によると、死者数、建物被害ともに甚大で、県民の生活や経済活動に深刻な影響が生じると懸念されている。

このため、既存社会資本の災害リスク減少は、依然として本県における重要な課題であり、平成26年12月には「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、引き続き対策を進めることとした。

とりわけ道路の地震・防災対策は、発災直後の救急・救援活動や物資輸送を支え、その後の社会機能を維持する重要な対策であるため、アクションプランのロードマップに基づき、今後も着実に進めていく。

また、急速にインフラの高齢化が進む中、平成25年の道路法改正により、道路構造物においては、橋梁等、重要構造物について、5年毎の定期点検を行うことが義務化され、メンテナンスサイクルの構築に向けた具体的取組が始まった。

本県も、平成27年3月に「道路構造物長寿命化計画」を策定し、施設の点検・補修を計画的に進めることとした。予防保全を前提としたメンテナンスへの転換に向け、構造の変状の原因を踏まえた上で、進行度合いや構造物の置かれた環境などを総合的に勘案し、対策を行うこととする。

なお、点検、診断、修繕のメンテナンスサイクルの各段階において、新技術の活用に向け、有効性、コスト縮減などの観点から検討を行い、一定の効果が認められた新技術を活用し、効率的・効果的なインフラの維持管理を図っていく。

◆事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	策定主体にて評価を実施。
事後評価の実施時期	令和3年5月
公表の方法	WEBページ掲載 (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroi/0000083252.html)